

第3期

大阪府社会福祉協議会地域福祉活動計画

～福祉と共生のまちづくりをめざして～

(2025年度～2029年度 5か年計画)

～出かける・つなぐ・創る～



©TOMONORI TANIGUCHI2018

この絵は、さまざまな“ちがい”をもつ人々が、互いに認めあえる共生社会をイメージしています。

社会福祉法人 大阪府社会福祉協議会

目次

第1章 本計画の策定にあたって	1
第2章 府社協の理念と職員行動規範	5
第3章 重点事業項目の取り組み	6
第4章 計画の推進体制	17
付章 計画の評価軸	19

第1章 本計画の策定にあたって

(1)策定の目的等について

(位置づけ・概要)

「大阪府社会福祉協議会 地域福祉活動計画(第3期活動計画)(以下、本計画)は大阪府社会福祉協議会(以下、府社協)が、自らが掲げる理念の実現をめざし、計画的・総合的な事業推進を図るために策定する計画である。

また、令和2(2020)年3月に策定した「大阪府社会福祉協議会 地域福祉活動計画(第2期活動計画)」の後継計画とする。

この計画は、大阪の未来の地域福祉の姿を展望し、それらを関係団体と共有し、実現に向けた具体的な事業を展開し、必要に応じて柔軟に事業や組織の改革に取り組んでいくための指針と位置付ける。

本計画の概要は以下のとおり

第1章…本計画の目的・重点事業項目等

第2章…府社協の理念・職員像

第3章…重点事業項目の取り組み

第4章…計画の推進体制

付 章…事業推進の評価軸

(期間)

計画の期間は令和7年度(2025年度)から令和11年度(2029年度)までの5か年計画とする。

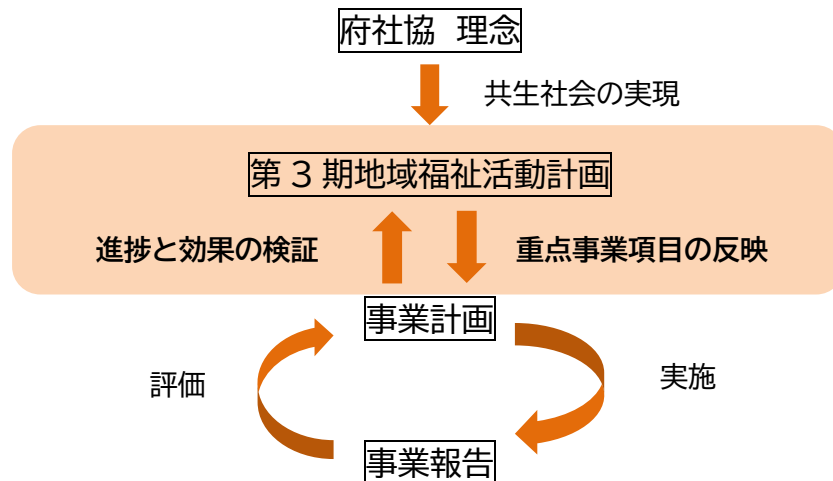
(目的)

大阪府が策定した「第5期大阪府地域福祉支援計画(令和6年度～令和11年度)」や地域共生社会の実現を踏まえ、時代の変化を先取りし、「大阪らしい地域福祉」の実現と「未来に向けた新しいチャレンジ」を進める5か年の活動計画として定め、計画的・重点的な事業展開を図ることを目的とする。

また、これらを進めるために人材育成、業務のDX化の推進、ワークライフバランス等の向上、拠点の整備・確保に取り組み、それらを組織・事業を通じて内外に発信していくことで、福祉業界全体のイメージアップ、活気ある持続可能な組織づくりを併せてすすめ、本計画の推進力・実行力を高めていくことを目的とする。

(本計画との関係図)

本計画では、府社協の理念を実現するために、今後 5 年間で計画的・重点的に取り組む「重点事業項目」を掲げ、それらの実行については毎年度作成する事業計画に反映させて取り組む。また、事業報告時等にはその効果検証を行いながら常に進捗と効果の検証を行いながら取り組むものとする。



(2)「重点事業項目」について

これまでの成果・課題および今後の社会情勢の変化等を踏まえ、大阪の地域福祉をさらにすすめていくため、重点事業項目を以下のとおり定め、その詳細の取り組みについては、第3章で示す。

1 地域共生社会の実現

【住民主体・住民自治を基本に大阪らしい地域福祉の展開モデルを開発します】

- ① 市町村域における包括的支援体制の推進支援
- ② 地域福祉活動の基盤整備と活性化ならびに福祉教育の推進

2 府民の生活を支える仕組みづくり

【府民・当事者とともに社会的孤立や貧困の解決に向けて権利擁護を総合的に推進します】

- ① 多様な生活困窮者支援の総合的推進
- ② 地域における権利擁護の総合的な推進

3 地域を支える「人」と「組織」が育ちあう基盤整備

【人材確保・定着、サービス基盤強化のために社会福祉現場への専門的支援を強化します】

- ① 社会福祉施設・市町村社協等の人材確保・定着・育成
- ② 人権を基調とした持続可能な福祉サービスの基盤強化

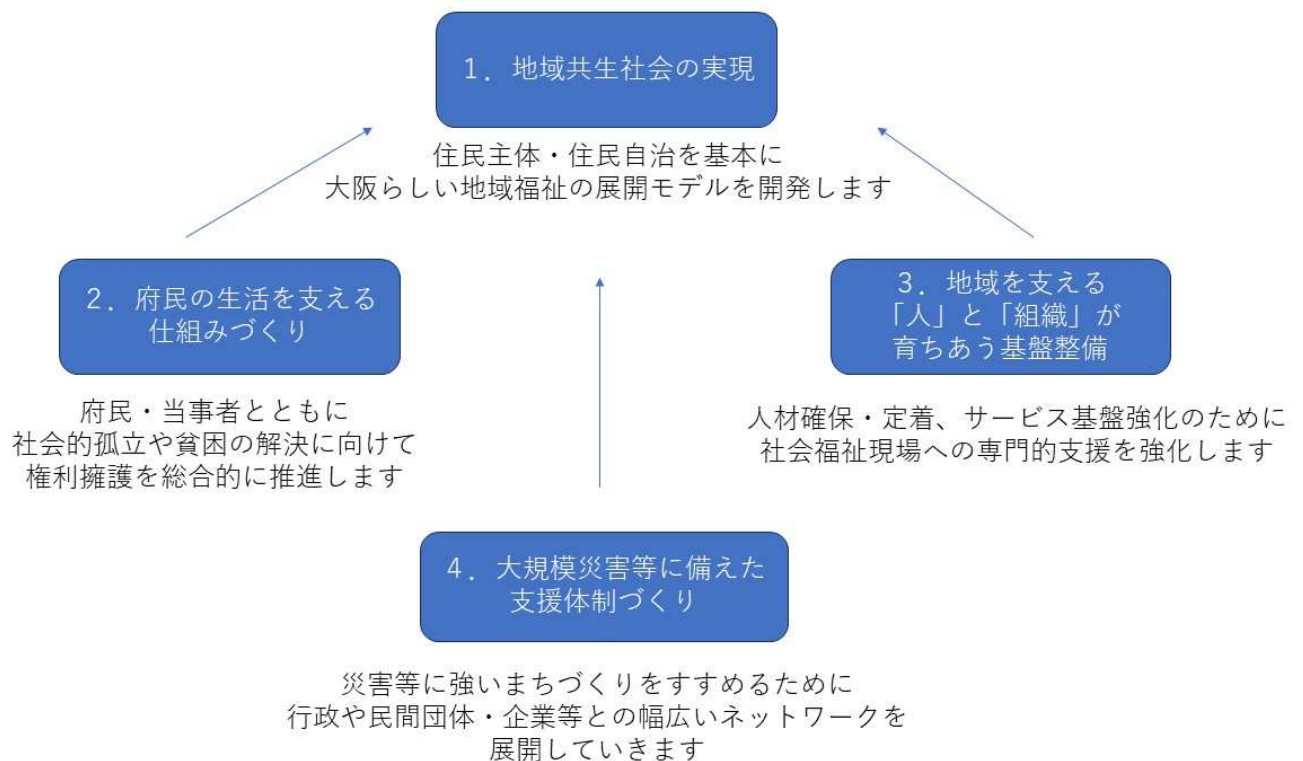
4 大規模災害等に備えた支援体制づくり

【災害等に強いまちづくりをすすめるために行政や民間団体・企業等との幅広いネットワークを展開していきます】

- ① 府域・市町村域における災害時の福祉救援ボランティア支援体制整備の支援
- ② 福祉施設の自然災害・感染症に備えた取り組みの推進
- ③ 府社協内における災害時に備えた福祉支援体制づくり

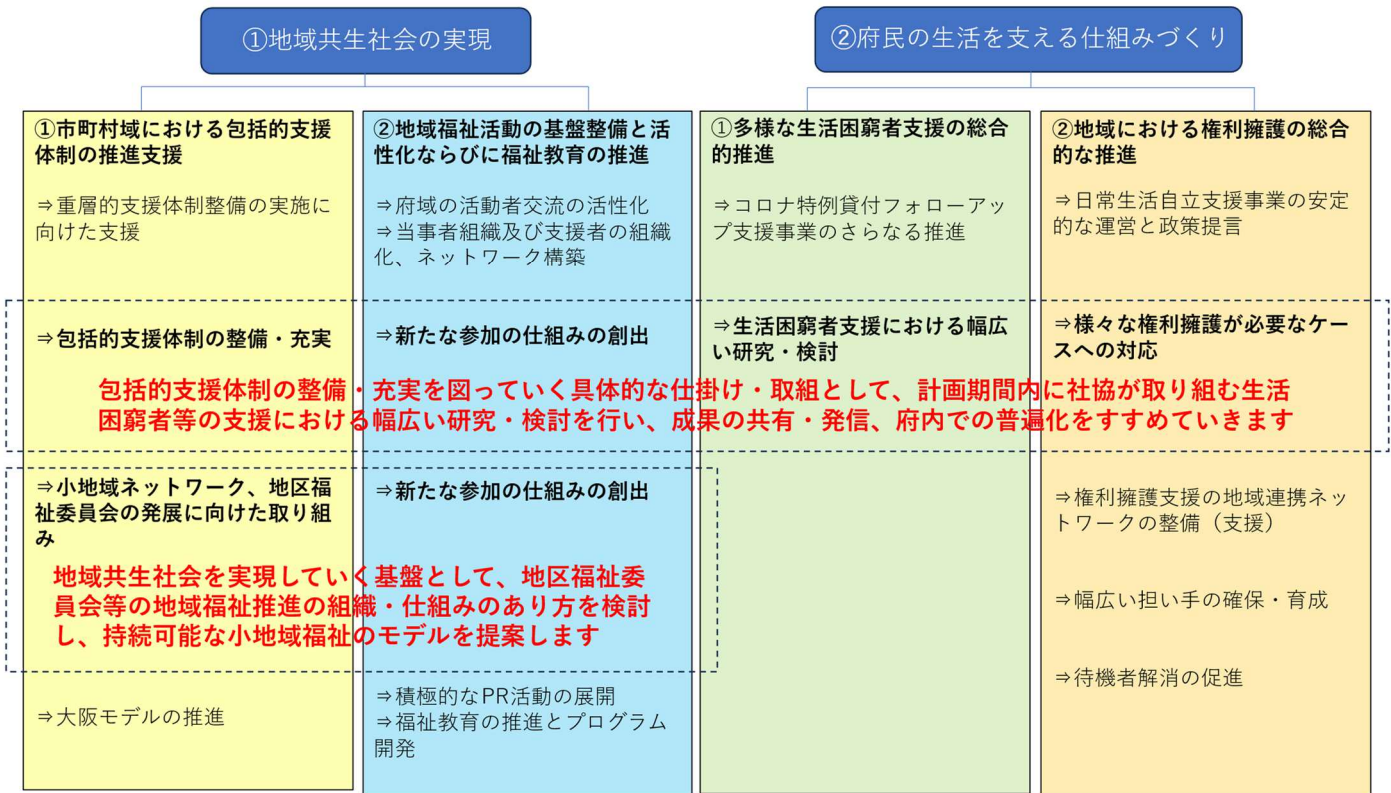
(重点事業項目の関係図)

「地域共生社会の実現」を中心にそれぞれの重点事業項目を関連させ横断的に取り組む。



(重点事業項目を具体事業に展開する際のイメージ)

具体的に事業を展開する際には重点事業項目間の関連性に着目し、部署間連携を意識した事業計画に取り組む。(以下はそのイメージ図)



※これらを実現するために府社協の組織基盤の整備に取り組みます。

人材育成の方針を明らかにすると同時に部署間連携の促進に取り組みます。またICT化・DX化を積極的に推進し、業務を効率的に推進できる体制を整備します。

大阪の地域福祉活動の拠点として大阪社会福祉指導センターを大切に運用するとともに、将来に備えて適切な場所が確保できるよう取り組み続けます。

【参考:過去の計画概要】

(第1期地域福祉活動計画での重点方針)

第1期活動計画では、3つの重点方針、①多様な福祉課題に対する総合支援体制の構築と権利擁護の推進、②地域におけるネットワークの強化、広域的なネットワークづくり、③地域での生活を支える基盤の強化、を掲げ、その重点方針に沿って各種の事業を展開した。

(第2期地域福祉活動計画での重点方針)

第2期活動計画では、3つの重点方針、①多様な人々が活躍できる社会を目指す、②大阪の地域福祉をめっちゃ元気にする、③時代を先読みしチャレンジする、を掲げ、計画期間内に特に重点的に取り組むべきテーマや事業を「重点到達項目」と位置づけ、府社協全体で部署横断的に取り組むこととし、毎年度事業計画に反映し、事業を実施した。

第2章 府社協の理念と職員行動規範～府社協がめざすもの～

府社協の理念

住民主体のもと関係機関と連携しながら、府域における地域の福祉課題の解決に取り組み、誰もが安心して暮らすことのできる**共生社会を構築**します。

この理念の実現に向けて…「出かける」「つなぐ」「創る」社協へ

- 積極的に現場に出かけ、地域の実情を把握し、市町村社協や民生委員・児童委員、社会福祉法人(福祉施設)等との連携・協働を深める「**出かける**」社協を目指す。
- また、地域で様々な福祉に携わる人や機関をつなぐとともに、国や大阪府と地域福祉の現場をつなぐ、行政と民間をつなぐなど、広域的なネットワークを生かした「**つなぐ**」役割を担っていく必要がある。
- さらには、子どもや学生、社会人、子育て世代、中高年層など、あらゆる人に福祉の仕事やボランティア活動の魅力、面白さを発信し、「人づくり」「福祉文化づくり」を進める「**創る**」社協をめざしていくことが、府社協のめざすべき姿であると考えている。
- これらを踏まえた「職員行動規範」のもとに、事業展開を図っていく。

大阪府社会福祉協議会・職員行動規範

わたしたち府社協職員は、府民一人ひとりが主人公となる福祉の未来を創造することに挑戦し続けます。そのため、市町村社協や社会福祉法人(社会福祉施設)、民生委員・児童委員、福祉関係者のもとに「出かけ」、福祉現場の経験値と専門的な理論を「つなぎ」、福祉にかかわるすべての人たちの活躍の舞台を「創り」支えていきます。

行動規範1 出かける大阪府社協

わたしたちは、さまざまな現場に主体的に「出かけ」ます。

そのために、職員同士のチームワークを高め、部署を超えて「出かけ」ます。

行動規範2 つなぐ大阪府社協

わたしたちは、府民の思いを広く深く「つなぎ」ます。

そのために、事業や人を、担当業務や分野、エリアを超えて「つなぎ」ます。

行動規範3 創る大阪府社協

わたしたちは、みんなが安心して暮らせる地域を「創り」ます。

そのために、経験や知恵を寄せあい、生み出す場を「創り」ます。

「府社協の理念」を本計画の理念とし、各重点事業項目について取り組みます。

第3章 重点事業項目の取り組み

昨今、急速な少子高齢社会の進展や、長期化している景気の低迷、また頻発する自然災害への対応等が求められる中、特に意識すべき地域福祉を取り巻く環境・対応策を以下のとおり捉え、各重点事業項目の取り組みを進めるものとする。

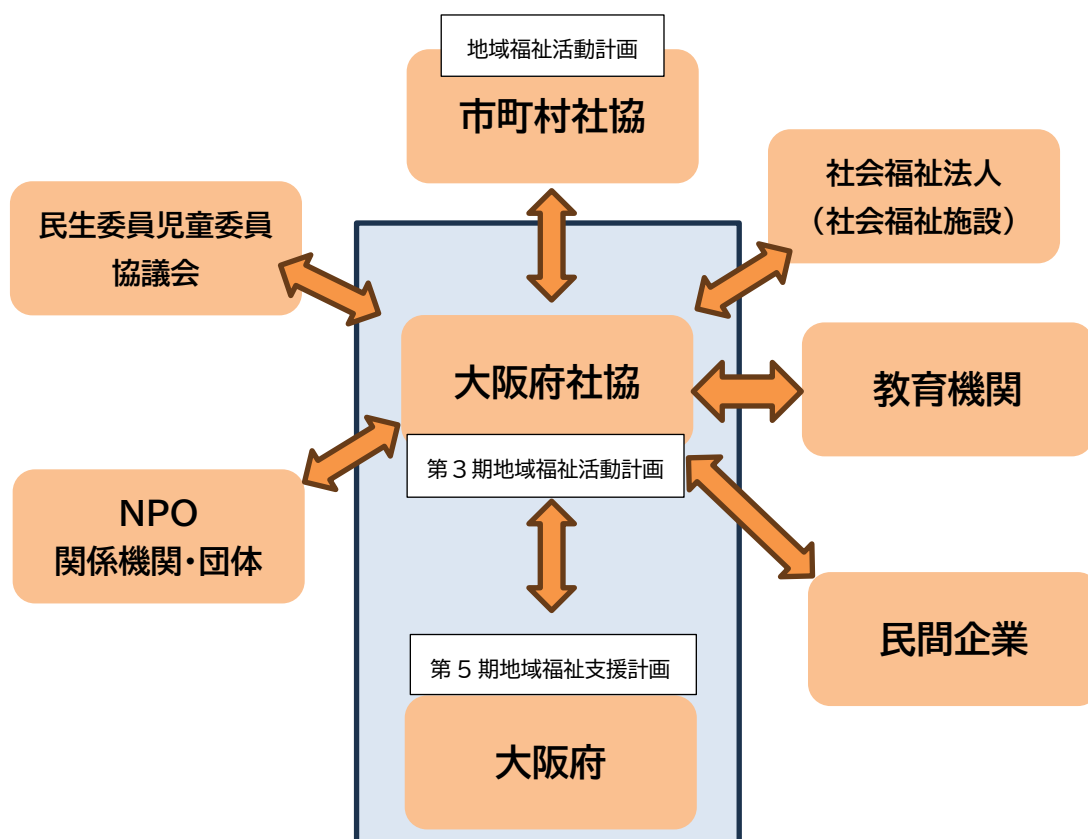
なお、これらはあくまでも今現在において特徴的なものをピックアップしており、今後も新たな課題に対しても、いち早く把握し、対応に努めるものとする。

- ✓ 少子高齢社会の進行と人口減少
⇒高齢者人口がピークを迎える「令和 22(2040)年」を展望した地域福祉活動、福祉サービスの提供について、あり方、対策を検討・提言する
- ✓ 単身者の増加や高齢化の進展による世帯構造の変化
⇒家族機能の変化し身寄り問題などの増加が見込まれる中、権利擁護体制の推進や、日々の見守り活動等について提案・実施に取り組む
- ✓ 地縁組織の弱体化による地域社会の変容・つながりの希薄化
⇒地域活動の基盤である小地域ネットワーク活動の発展のため、地区福祉委員会の活性化や、新たなつながり方・参画の模索・開発に取り組む
- ✓ ひきこもりやヤングケアラー・ビジネスケアラー等の社会的孤立・孤独の深刻化に起因する新たな福祉課題への対応
⇒包括的支援体制を発展、充実させ、福祉分野以外の多分野と連携した新たな課題解決方法等の開発や予防・地域づくりを府内で展開する
- ✓ コロナ禍等がきっかけとなった新たな生活困窮者層の顕在化
⇒CSW の専門性の向上や生活福祉資金の適切な運用、制度の狭間への対応として社会福祉法人の強みを活かした取組のさらなる充実を図る
- ✓ 地域福祉活動の担い手不足および福祉人材確保難
⇒福祉教育の手法開発やボランティア・市民活動センター機能拡充に取り組む。また福祉人材養成校等との連携した進路支援や、職員の処遇改善や環境整備支援などに取り組み、様々なツールを活用したPRを展開する
- ✓ 頻発する大規模自然災害などへの対応
⇒地域における要援護者支援の具体化促進と、様々な団体と連携した災害V活動の啓発に取り組む。また施設 BCP の作成支援や福祉専門職としての支援活動に協力し充実を図る。

まずは本計画を確実に推進していくため、大阪府との連携を基盤とする。

そのうえで、市町村社協、民生委員児童委員協議会、社会福祉法人(社会福祉施設)、小中学校・高校・大学・養成校、民間企業等、多種多様な関係機関と、それぞれの強みを活かした事業・活動が展開できるよう、広域社協としての機能・リーダーシップを発揮し、さらなる連携の促進や事業の充実を図りながら取り組みを進めていくものとする。

府社協は、「頼れる府社協」として、府域における地域福祉課題の調査・把握、それらに対する検討・研究の場を充実させ、地域福祉課題解決のための具体的事業の展開および政策提言について積極的に取り組み、市町村社協をはじめ各種団体の取り組みをリードしていく役割を果たす。



重点事業項目 1:「地域共生社会の実現」

～住民主体・住民自治を基本に大阪らしい地域福祉の展開モデルを開発します～

① 市町村域における包括的支援体制の推進支援

住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応し生活を支えるためには、縦割りではなく制度内外含め総合的に福祉サービス・活動を組み合わせた支援展開を旨とする「包括的・重層的支援体制」の構築が必要です。

そのために、社協にはこれまで培ってきた地域組織化活動を活かし、小地域ネットワーク活動を基盤に、地区福祉委員会、民生委員・児童委員、ボランティア・NPO、社会福祉法人・施設など地域の多様な主体が分野や属性の壁を超え、誰もが支えあう地域づくりを実現していくことが求められています。

その中でも特に、社会福祉法人が府域で展開してきた「大阪しあわせネットワーク」と、市町村域での「地域貢献委員会(施設連絡会)」が連携し、ここを核とし市町村における包括的・重層的支援体制の充実を図ることを「大阪モデル」として位置づけ、その充実を図っていきます。

【取り組みの方向性】

- ⇒ **【重層的支援体制整備事業の実施に向けた支援】**
大阪府からの受託事業である「多機関・多分野が協働した包括的な支援体制の構築に向けた市町村支援事業」を通して、重層的支援体制整備事業の全市町村での実施に向けた支援を引き続き行う。
- ⇒ **【包括的支援体制の整備・充実】**
包括的支援体制の整備・充実に向けて、市町村社協の立ち位置や方向性、課題整理等の発信や会議等の開催を行う。
- ⇒ **【小地域ネットワーク、地区福祉委員会の発展に向けた取り組み】**
社協の小地域福祉ネットワークを推進する基盤である地区福祉委員会について、地域の実情や新たな社会課題に対応すべく相談機能や活動基盤、活動資金等の強化を図るための検討に取り組む。
- ⇒ **【大阪モデルの推進】**
「大阪しあわせネットワーク」と「地域貢献委員会(施設連絡会)」との連携をすすめ、大阪らしい包括的・重層的支援体制の実現を行う。

② 地域福祉活動の基盤整備と活性化ならびに福祉教育の推進

社協がめざす地域福祉活動の推進においては、当事者も含めて、より多くの住民や多様な団体が主体的に参画していくことでその地域の福祉の向上につなげるといった「住民主体」、「住民自治」が重要なポイントです。

一方で、自治会組織率の低下など地縁組織の弱体化が進み、また定年延長などによりライフサイクルが変化する中、小地域ネットワーク活動や民生委員・児童委員活動などの担い手も固定化、高齢化し、新たな活動展開や継続において課題を抱えています。

地域組織の新たな担い手確保や世代交代などによる活動の再活性化のためには次のステップを踏み出す時期となっており、そのためには様々な参画の場や方法の開発、活動を支える仕組みを創り出し、多くの担い手の発掘、育成に取り組むことが急務となっています。

【取り組みの方向性】

⇒ 【新たな参加の仕組みの創出】

地域福祉活動の状況や担い手の状況把握と分析を行い、市町村社協とともに検討する場を設置し、時代にあった地域福祉活動への参加方法等について研究し、様々な参加方法を創出する。

⇒ 【府域の活動者交流の活性化】

府域全体での活性化のため、府域の連絡会を活性化し、市町村社協間やブロック内で検討する機会、他のブロックと交流できる場を増やす。

⇒ 【当事者組織および支援者の組織化、ネットワーク構築】

当事者やその家族等への組織化を行うと同時に、当事者とともに課題を考えることができる多様な支援ボランティアや団体の育成および、企業や商工会など福祉分野を超えた支援団体のネットワークを構築する。

⇒ 【積極的なPR活動の展開】

様々な広報媒体を活用すると同時に、ふくしおおさか・特別号においても動画コンテンツの充実や SNS 等との連携など、特に若年層に向けて地域福祉活動、ボランティア活動、民生委員・児童委員等の普及・広報活動に取り組む。

⇒ 【福祉教育の推進とプログラム開発】

福祉教育の活動を通じて、学校との連携はもとより、企業や福祉関連以外の団体に対しても福祉活動の理解促進に取り組む。そのことでボランティアや地域福祉活動に参加しやすい雰囲気づくりを府域で醸成する。特に現代においては、「伝え方」が重要視される中、効果的な福祉教育のプログラムや手法についても新たな方法の開発に取り組む。

重点事業項目 2:「府民の生活を支える仕組みづくり」

～府民・当事者とともに社会的孤立や貧困の解決に向けて権利擁護を総合的に推進します～

① 多様な生活困窮者支援の総合的推進

経済成長が低調な時代が長引く中で、令和2(2020)年から始まったコロナ特例貸付では、個人事業主やフリーランス、外国人、若年層等の今まで社協との関りが少なかった新たな生活困窮者層が顕在化しました。また、コロナが落ち着いた今でも、物価高騰が続く中、厳しい生活状況にある方々の実態も明らかになっています。経済的な困窮から、孤立・孤独の課題も加わり、深刻な生活課題へと進展している事例も多く把握されています。

については、コロナ特例貸付借受人へのフォローアップ支援をはじめ、身寄り問題や様々な生活における困窮課題を抱えた方々の状況を把握・分析し、具体的な支援展開や施策提案が求められています。なお、このような生活課題の解決のためには関係する支援者が多岐にわたるため、その支援者が集い研究・検討する場が重要になります。

【取り組みの方向性】

⇒ 【コロナ特例貸付 フォローアップ事業のさらなる推進】

府社協と市町村社協とが役割分担・協働しながら、適正な債権管理や借受人の状況把握・相談支援を行う。そのために、市町村社協はじめ、各自立相談支援機関や他制度と連携して取り組む(自立相談支援機関等との研修・情報交換の実施など)。

⇒ 【生活困窮者支援における幅広い研究・検討】

貸付事業や生活困窮者自立支援事業、CSW の取り組み、権利擁護や社会福祉法人の地域貢献など、生活困窮者の支援に関わる事業担当者等が横断的に集まり、居住支援や、参加支援・地域とのつながりづくりなど、他分野やさまざまな主体と協働した支援の展開について、研究・検討する場を設置し、関係機関と協働した研修等や情報発信に取り組む。

② 地域における権利擁護の総合的な推進

昨今、少子高齢社会における認知症高齢者の増加や、障がい者の地域生活への移行等に伴い、成年後見制度の対象となりうる人々は年々増加傾向にあります。また制度の潜在的ニーズも飛躍的に高まっており、この制度を必要とする人が本人らしく地域で生活していくため、意思決定支援を踏まえた権利擁護体制づくりが求められています。

一方、国では成年後見制度の民法改正も議論されている中で、身寄り問題や保証人問題など、様々な権利擁護を取り巻くテーマも明らかになり、今後、日常生活自立支援事業においても、利用者の増加や、対象者の拡大、支援内容の変化が見込まれています。

については権利擁護全体のあり方について大阪府等と十分に協議を重ね、社協らしく住民に寄り添った事業が安定的に推進できるよう、基盤の整備等取り組んでいくことが求められています。

【取り組みの方向性】

- ⇒ **【日常生活自立支援事業の安定的な運営と政策提言】**
日常生活自立支援事業の利用者層において障がいがある方の増加やキャッシュレス決済の浸透、またこれからの権利擁護全体のあり方の検討など、取り巻く状況が急速に変化する中で、大阪府との連携のもと安定的な事業運営ができるよう常に協議の場を持ちながら運営に取り組む。
- ⇒ **【様々な権利擁護が必要なケースへの対応】**
身寄り問題なども顕在化してくる中、金銭管理等の生活の一部の支援だけにとどまらず、包括的・重層的支援体制整備事業の中で権利擁護も位置付けることで、多様な機関やサービスと連携して、総合的な生活の自立支援が実施できる体制を構築していく。
- ⇒ **【権利擁護支援の地域連携ネットワークの整備(支援)】**
市町村・市町村社協における成年後見制度の利用促進に係る体制整備・受け皿確保への支援を行う。
- ⇒ **【幅広い担い手の確保・育成】**
成年後見制度の担い手確保に向けた市民後見人のさらなる養成と受任促進、社協や社会福祉法人(社会福祉施設等)の法人後見事業に関する支援を行う。
- ⇒ **【待機者解消の促進】**
日常生活自立支援事業における待機者解消に向け、行政とともに効果的な取り組みについて検討を行い、実施していく。

重点事業項目 3:「地域を支える『人』と『組織』が育ちあう基盤整備」

～人材確保・定着、サービス基盤強化のために社会福祉現場への専門的支援を強化します～

① 社会福祉施設・市町村社協等の人材確保・定着・育成

令和 22(2040)年には介護人材の 57 万人増が必要とされる一方で、介護職員数が初の減少に転じるなど福祉人材不足は深刻な状況となっています。また、府内の介護福祉士養成施設や保育士養成校、福祉系大学への入学者も定員を下回っている状況です。

このような中、職員がやりがいをもって働き続けられるような、処遇向上や職員体制の整備と合わせて人材確保と定着にむけた支援が急務となっています。ついては、福祉人材支援センターにはマッチングの強化と定着促進についての役割が強く求められ、あわせて同センターには人材定着に関する研修について強化が必要となっています。

また、福祉の魅力発信のため、高校生や保護者に向けてふくしおおさか特別号の発行に取り組み、福祉や福祉の仕事について知ってもらう機会が増えたが、さらなる広い対象者への発信やその発信方法についても拡充をしていく必要があります。

【取り組みの方向性】

- ⇒ 【福祉現場の環境改善への取り組み促進】
介護現場の生産性向上の施策とも連携し、福祉施設等における業務負担軽減や ICT 化等の推進支援に取り組む。
- ⇒ 【福祉人材支援センター(人材確保・人材支援グループ)の機能強化】
窓口相談や就職フェア等、様々な場面において、きめ細かなマッチングの強化と定着促進支援に取り組む。
将来的な福祉人材の確保に向けては、修学資金制度(介護福祉士・保育士)を活用するとともに、高校生を対象とした出前講座の実施回数を増やし、また労働局等とも連携し、他産業からの福祉人材の受け入れ施策の強化など、福祉人材のすそ野拡大に向けた多様なアプローチを行う。
- ⇒ 【福祉人材支援センター(研修グループ)の機能強化】
福祉人材の定着・育成を促進する研修プログラムを強化する。具体的には福祉現場での OJT を円滑に進めるための研修、ミドル層やマネジメント層のあり方、教育にかかる研修の開発・強化に取り組む。
- ⇒ 【福祉の仕事 魅力発信・広報強化】
「ふくしおおさか」を中心とした「広報力」の強化。HP や SNS などのさらなる活用による効果的な手法や発信方法を検討し、より広い対象者への発信を図る。

② 人権を基調とした持続可能な福祉サービスの基盤強化

福祉サービスに対する苦情件数が増加する中、不適切な処遇やサービスについてはその根絶に向けた取り組みを強化すると同時に、社会福祉法人をはじめ、営利法人等に対しても第三者委員の設置促進を図っていくことが求められています。

あわせて、社会福祉法人・社会福祉施設等を取り巻く人材確保難、物価高騰などでの経営環境が厳しさを増す中、適切で良質なサービスを持続的に提供していくため、経営環境の変化に対応できる社会福祉法人(福祉施設)への基盤強化の支援策の拡充に取り組んでいきます。

【取り組みの方向性】

⇒ 【第三者委員の設置促進の強化】

出前講座などアウトリーチ型の支援に取り組み、各事業所にあった具体的なアドバイスを行うことで設置促進を図る。

⇒ 【経営基盤強化への取り組み促進】

経営環境の変化に対する支援とともに、法人の多角化・多機能化への対応など、好事例の共有などを通じて支援に取り組む。また法人運営の自己点検や、専門家による支援を受けやすいよう経営相談機能の強化を図る。

⇒ 【福祉サービスの質向上への支援】

サービスの質の向上のため、人権意識向上に資する職員研修等の実施を強化していく。

また、多様な人材の活躍促進に向けた福祉人材確保に取り組む。については産業別の就労状況の変化を踏まえ、他産業からも積極的に受け入れることで新たな視点からの福祉サービスの向上につなげていく。

また、福祉施設等におけるロボット導入やICT化等の推進による業務負担の軽減、サービスの質の向上の支援に取り組む。

重点事業項目 4:「大規模災害等に備えた支援体制づくり」

～災害等に強いまちづくりをすすめるために行政や民間団体・企業等との幅広いネットワークを展開していきます～

① 府域・市町村域における災害時の福祉救援ボランティア支援体制整備の支援

今後 30 年以内に 80%以上の確率で発生するといわれている南海トラフ巨大地震をはじめとし、毎年のように発生する自然災害に対して府域・市町村域における災害への対応力(支援団体のネットワーク構築、ボランティア活動者の増など)の強化が求められています。

また、この間、災害ボランティアセンターの運営においては、ICT 技術を活用した運営体制の進歩もめざましく、府域における導入およびこれらに対応できるよう運営支援者のスキルアップが求められています。

あわせて、様々な外部支援を有効に活かすため、平時より「受援力」を高め、支援を受け入れる十分なネットワークや経験・知識等の蓄積に取り組む必要があります。

【取り組みの方向性】

⇒ **【ネットワークの構築と平時の取り組みの充実】**

府域のネットワーク(OSN等)との連携促進および、市町村社協を中心とした市町村域の多様な団体等とのネットワークづくりの支援に取り組む。これらのネットワークでは合同訓練や研修等を行い、お互いの理解を深めることで、災害時のスムーズな支援体制構築に繋げる。

⇒ **【人材育成と受援力の強化】**

災害ボランティアセンター運営支援者の養成及びスキルアップ研修に継続的に取り組むことで府域での顔の見える関係を構築、深めていく。またこれらが災害時における広域支援に対する「受援力」の強化に資するよう、受入方法等の整理・検討に取り組む。加えて、災害ボランティアの活動者についても実際の被災地支援等の実施を通じて啓発に取り組み、いざという時に多くの府民の方が、地元の災害ボランティアセンターで活動できるよう取り組みを強化する。

⇒ **【センター運営における新たな技術等の導入と効果的な運営】**

災害時の ICT ツールの活用方法の整理を行う。府域で活用できる共通の仕組みやシステムの開発に取り組む。このことにより、今まで以上に被災者の方々に寄り添った支援やボランティア活動の展開が可能となるようセンター全体の運営について再整理・構築に取り組む。

② 福祉施設の自然災害・感染症に備えた取り組みの推進

近年、頻発している自然災害や新型コロナウイルス感染症への対応の教訓を踏まえ、いかなる状況でも福祉的支援を必要とされる人々に福祉サービスを継続的に提供するためには、まずは法人・施設ごとのBCPや受援計画の策定が前提となっており、その策定や見直し、定期的な訓練の実施などが急務となっています。

また、府内における社会福祉法人・施設間における支援体制の強化については、種別部会や地域貢献委員会を中心に平時から相互の関係性を深めておく必要があります。その上で、現在、市町村では福祉避難所の設置や避難行動要支援者の個別避難計画の策定が進んでいる中で、地域のあらゆる社会資源と地域貢献委員会が連携・情報共有し救援体制のシミュレーションを実施するなど、具体的な支援の取り組みに展開していかなくてはなりません。

一方で、地域の大多数の施設等が被災し、その地域において福祉サービスが提供できない状況になった場合でも、福祉サービスの提供を継続するためには、府域・市町村域を越えた広域による円滑な支援の仕組みづくりが必須であり、社協における近畿ブロックのネットワークを基盤に、行政とも連携し取り組みを進めていかなくてはなりません。

【取り組みの方向性】

⇒ 【各法人・施設への支援強化】

BCP 策定支援にかかる研修の継続実施し、適宜、見直し等への必要な支援の実施に取り組む。

また、法人・種別間での連絡支援体制について、シミュレーション等を通じて整理し確立する。

⇒ 【市町村域を基盤とした相互支援体制の強化】

地域貢献委員会等を中心とした市町村域の法人・施設間での日常的に顔の見える関係を構築する。

また地域における具体的な支援体制や役割分担、またそれらを実施する上での課題(個人情報共有など)などについて整理し、平時から取り組みが進むよう支援を行う。

⇒ 【広域避難等のエリアを超えた支援の円滑化に向けた対応】

広域避難等について国や都道府県・市町村による支援計画等との整合性図り、社協・経営協における近畿ブロックとの連携を基盤とした広域避難や支援展開が円滑に実施できるよう体制の整備に取り組む。

③ 府社協内における災害時に備えた福祉支援体制づくり

「災害時における福祉救援災害対策マニュアル(府社協作成)」にそって発災時の適切な対応ができるよう、定期的な訓練を実施し、職員の意識やスキルアップに取り組む必要があります。またマニュアルに沿った BCP を可能とするためには ICT ネットワーク環境等の整備が必要であり、平時からも活用できる環境の構築が急務となっています。

あわせて、国・府においても災害時の福祉活動の位置づけが明確化され、大阪府でも大阪府地域防災計画等の変更が予定される中、災害救助法等の見直しに合わせて随時マニュアル等の見直しに取り組まなくてはなりません。

【取り組みの方向性】

- ⇒ 【日常的・定期的な訓練やシミュレーションの実施】
マニュアルにもとづくシミュレーション・訓練を実施し、BCP を可能とする平時からの部署間連携についてもその方法を確立する。
- ⇒ 【府社協内の情報インフラ整備への取り組み】
BCP を可能とするネットワーク環境の整備、ファイルサーバーのクラウド化等の検討・導入を行い、被災時でも安定して支援事業が実施できる環境を確立します。

第4章 計画の推進体制

本計画を確実に推進していくため、以下のとおり、法人組織の基盤を整備しつつ、大阪府をはじめ、市町村社協、民生委員児童委員協議会、社会福祉施設、民間企業等、多種多様な関係機関との連携を図りながら、事業展開を進めていくものとする。

1. 安定的な法人運営並びに事務局機能の強化

(1) 府社協職員に求められる姿勢

これまでに職員から出た意見をふまえ、改めて府社協職員に求められる姿勢を定めた。(第1期中間見直し時に作成)

《府社協職員に求められる姿勢》



(2) 計画的な人材養成の取り組み

【具体的事業】

○人材育成に関する基本方針を明確にし、それぞれが共通の目標をもって、職責にあった役割やスキル、人権意識を計画的に獲得すると同時に、個性を活かしあえるよう、ハード面での整備、多様で柔軟な働きやすい組織づくり、多様な働き方やキャリア形成を可能とする仕組みづくり等をすすめる。また、こうした取り組みを通じてワークライフバランスの向上を図る。

→本計画とともに人材育成方針を作成し、2025年度以降、部署間連携やモチベーションアップにつながる取り組みの具体化を進めていく。

(3) DX化、ICT化による組織内連携や調査・研究機能の活性化

【具体的事業】

○ICTを活用した部署間連携の推進や、クラウド化やAIの導入などの業務効率

化はもとより、環境問題等への配慮、キャッシュレスなど生活環境の急速な変化にともない、時代の先を見越したシステム環境を構築する。

→令和 7(2025)年度から、専門的な知見をもった専門家も交えたこれらの推進に関する検討の場を設置し、目標をもって組織全体として大胆なシステム変更に取り組んでいく。

→各部の調査報告等実績の整理や各種調査(先進事例、データ、他)を行い、異業種・他分野との経験交流を推進し、5年・10年先を見据えた新しい課題解決に向けた、情報発信、政策提言、事業提案、財源確保等について、データベース等を確立し総合的な調整や企画がいつでも行えるよう整備する。

→このようなシステムを、理事会・評議員会とも共有し、社協の強みでもある各種構成団体との課題共有・合意形成を図り、民間の立場から、協同の将来ビジョンを提言していく。

(4)大阪府における地域福祉拠点の整備・確保

【具体的事業】

○大阪社会福祉指導センターについて、適切に修繕等を行いながら運用管理するとともに、将来的なビジョンに基づき、新たな拠点について常に大阪府をはじめ関係者と検討を重ね、安定的に事業が運営できる基盤確保に取り組むこととする。

→令和 5(2023)年度に作成した「大阪社会福祉指導センター将来計画検討委員会報告書」を基本とし、着実に修繕管理に取り組むと同時に、次の展開に向けて財源等の確保についても計画的に管理し積み立てを行うこととする。

2. 計画の進行管理

なお、進捗管理にあたっては、付章の評価軸に照らし、進捗管理会議(部長会議等)において毎年度、点検・評価を行うものとする。

≪点検・評価方法 -毎年度実施-≫

(1)進捗管理会議での点検・評価

→5段階での進捗評価

①大いに進んだ ②やや進んだ ③現状維持

④後退した ⑤事業を廃止した

→3つの役割や6つの評価軸に照らした評価

(2)点検・評価の反映

→第3期地域福祉活動計画(焦点化した部署横断的な計画)の進捗状況の評価を踏まえ、次年度の事業計画へ反映させる。

→必要に応じて、活動計画の見直し・修正を行う

付章 第3期地域福祉活動計画や毎年の事業計画の評価軸

府社協の理念、重点事業項目を実現するため、「土台となる役割」→「コアとなる役割」→「府域・全国に広げる役割」の3つの役割と、相談・支援から魅力発信に至る6つの機能を整理した。

第3期計画においては、重点事業項目とその具体的取組に焦点化した計画とした。その計画や毎年度の事業計画(2025～2029年度)においても、3つの役割、6つの機能に沿って、進捗状況を明らかにし、何が原因で停滞しているのかあるいはどのような成果を上げたかの分析・点検をすすめる。

[府社協の役割]	[評価軸(成果指標)]
	指数や評価項目の例示
府域・全国に広げる役割 ◎府域での組織化 府域・全国での普遍化	○府域での組織化力 ・府域での参加・取り組み率 ・多様な参加／開かれた参加の仕組み
◎福祉の魅力発信	○魅力発信力 ・情報公開・発信(わかりやすさ／SNSの活用度)
コアとなる役割 ◎人材養成・人づくり	○人材養成力 ・研修の受講者数 ・就職数や定着率 ・ボランティア数 ・民生委員・児童委員の相談件数 ・養成・定着の新たな仕組み
◎企画・提案・先導	○企画・提案力 ・報告書等の年間数 ・府や国への政策提言数 ・新たな課題への対応数 ・異業種(企業他)等とのコラボレーション
土台となる役割 ◎相談・支援	○相談・支援力 ・権利擁護相談数 ・苦情解決相談数 ・制度の狭間の相談数 ・新たな相談方法等の開発
◎調査・分析・蓄積	○調査・分析力 ・実施調査の年間数 ・調査結果の報告の機会数 (会議、セミナー、広報誌への掲載等) ・調査報告書の配布先数 ・府社協全体での調査等の分析・情報発信・新たな調査等実施